

秋田県後期高齢者医療広域連合個人情報保護に関する法律施行条例をここに公布する。

令和5年2月17日

秋田県後期高齢者医療広域連合長 穂 積 志

秋田県後期高齢者医療広域連合条例第1号

秋田県後期高齢者医療広域連合個人情報保護に関する法律施行
条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例で使用する用語の意義は、法の例による。

(費用の負担)

第3条 法第87条第1項の規定により地方公共団体等行政文書の写しの交付（電磁的記録にあっては、広域連合長が定める方法を含む。以下この条において同じ。）を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

(開示請求に係る手数料)

第4条 法第89条第2項に規定する開示請求に係る手数料は、無料とする。

(審査会への諮問)

第5条 実施機関（広域連合長、選挙管理委員会及び監査委員をいう。以下同じ。）は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、秋田県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例（平成19年秋田県後期高齢者医療広域連合

条例第23号) 第1条に規定する秋田県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる。

(1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合

(2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定め、又は変更しようとする場合

(3) 前2号に掲げる場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定め、又は変更しようとする場合

(運用状況の公表)

第6条 広域連合長は、毎年度、実施機関における法の運用状況を取りまとめ、公表するものとする。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(秋田県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の廃止)

2 秋田県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例(平成19年秋田県後期高齢者医療広域連合条例第24号)は、廃止する。

(秋田県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)

3 次に掲げる者に係る前項の規定による廃止前の秋田県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例(以下「旧条例」という。)第11条第3項又は第12条の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第1号に規定する個人情報(以下「旧個人情報」という。)の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第2号に規定する実施機関

(以下「旧実施機関」という。)の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) この条例の施行前において旧条例第11条第2項に規定する旧実施機関から旧個人情報の取扱いを伴う事務の委託を受けた業務に従事していた者

4 この条例の施行の日前に旧条例第13条第1項若しくは第2項、第25条第1項若しくは第2項又は第29条第1項若しくは第2項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

5 附則第3項各号に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人情報の秘密に属する事項が記録された情報の集合物であって、特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

6 附則第3項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第7号に規定する保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

7 この条例の施行前にした行為及び附則第4項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。